

# ひのはら 議会だより

2

2023.2.1  
No.172



カメバヒキオコシの茎についた氷の結晶（都民の森）

## 目 Contents 次

- P.2 令和4年第4回定例会
- P.4 議案と議決結果
- P.5 各委員会報告
- P.6 一般質問 7人11問

# 令和4年 第4回定例会

11月29日～12月9日の11日間開催し、  
村長提出案件22件が、審議の結果、  
すべて原案どおり承認、可決されました。

## 専決処分

### 議案第57号

#### 専決処分の承認を求ることについて（檜原村国民健康保険檜原診療所使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例）

（説明）健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の改正に伴う告示番号の改正をするものです。

### 議案第58号

#### 専決処分の承認を求ることについて（令和4年度檜原村一般会計補正予算（第3次））

（説明）地域経済支援金及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金関連経費の追加に伴い補正をするものです。

## 条例

### 議案第59号

#### 檜原村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（説明）東京都人事委員会勧告に基づき、給料表の改正及び勤勉手当支給率に関する改正をするものです。

### 議案第60号

#### 檜原村特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（説明）特別職員の期末手当支給率に関する改正をするものです。

### 議案第61号

#### 檜原村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

（説明）議會議員の期末手当の支給率に関する改正をするものです。

### 檜原村議会の議員の議員報酬及び費用

## 弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論 松村哲朗議員

反対の立場での討論を行う。本案は、我々議員の期末手当を引き上げるものである。現在、檜原村を大きく揺るがしている産廃施設の建設計画問題を通じて、各地域で多くの住民の皆様と意見交換をさせていただく中で目立っているのは「議員は何をやっているんだ」「議会は何をやっているんだ」というお叱りの声である。これは、この計画に強く反対する一部の住民からだけではない。もちろん我々議員にも議会にも、できることと、できないことがある。住民の皆様からは「どうにか現職の議員に頑張ってほしい」という励ましのお声もいただいているところであるが、このような住民感情の中、我々の期末手当を引き上げることは、住民の皆様に対し、説明することができないし、到底受け入れ難く、御理解いただけないものと考えるので、本案に反対する。

### 議案第62号

#### 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例

（説明）廃棄物処理施設設置等調整審査会委員報酬を新たに追加する改正をするものです。

### 議案第63号

#### 檜原村議会議員及び檜原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

（説明）公職選挙法施行令の一部改正により、議會議員及び村長選挙における公費負担額の改正をするものです。

### 議案第64号

#### 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（説明）地方公務員法の改正により職員の定年引上げに係る関係条例の整備を行う改正をするものです。

### 議案第65号

#### 檜原村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

（説明）地方公務員法の改正により職員の定年を段階的に65歳に引上げを行う改正をするものです。

## 議案第66号

### 檜原村個人情報保護法施行条例

(説明) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護法の改正により新たに法の施行条例を制定するものです。

## 議案第67号

### 檜原村個人情報保護審査会条例

(説明) 個人情報保護法施行条例の制定に基づき新たに個人情報保護審査会を設置するものです。

## 議案第68号

### 檜原村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例

(説明) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報保護法の改正により個人情報保護に係る関係条例の整備を行うものです。

## 議案第69号

### 檜原村高校生等の医療費の助成に関する条例

(説明) 新たに高校生等の医療費の助成に関する条例を制定するものです。

## 議案第70号

### 檜原村簡易水道事業の設置等に関する条例

(説明) 令和5年度から地方公営企業法に基づく公営企業会計を導入するため新たに条例を制定するものです。

## 議案第71号

### 檜原村下水道事業の設置等に関する条例

(説明) 令和5年度から地方公営企業法に基づく公営企業会計を導入するため新たに条例を制定するものです。

## 補正予算

## 議案第72号

### 令和4年度檜原村一般会計補正予算（第4次）

(説明) 補正額 789万5千円を増額し、総額を37億3千338万9千円とするものです。

## 議案第73号

### 令和4年度檜原村国民健康保険特別会計補正予算

#### 事業勘定（第2次）

#### 診療施設勘定（第2次）

(説明) 事業勘定 補正額23万6千円を増額し、総額を3億5千317万7千円とするものです。  
診療施設勘定 補正額225万5千円を増額し、総額を2億2千160万円とするものです。

## 議案第74号

### 令和4年度檜原村簡易水道特別会計補正予算（第2次）

(説明) 補正額722万7千円を増額し、総額を1億9千593万8千円とするものです。

## 議案第75号

### 令和4年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第2次）

(説明) 予算科目間の金額調整のみを行い、総額の変更はありません。

## 議案第76号

### 令和4年度檜原村下水道事業特別会計補正予算（第2次）

(説明) 補正額131万5千円を増額し、総額を2億919万円とするものです。

## 議案第77号

### 令和4年度檜原村介護保険特別会計補正予算（第2次）

(説明) 補正額61万円を増額し、総額を5億609万7千円とするものです。

## 議案第78号

### 令和4年度檜原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）

(説明) 補正額23万4千円を増額し、総額を9千542万4千円とするものです。

## 議員提出議案

## 第5号

### 檜原村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(説明) 政務活動費の交付額を年額3万5千円から年額5万円に改正するものです。

## 令和4年第4回定例会で審議された議案と議決結果

議長 山寄源重 ○=賛成 ×=反対

| 区分   | 議案名   | 議席番号及び議員名      |               |              |               |               |               |               |               |   | 議決結果 |
|------|---|----------------|---------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---|------|
|      |   | 1<br>森田<br>ちづよ | 2<br>清水<br>満男 | 3<br>峰岸<br>茂 | 5<br>松村<br>哲朗 | 6<br>野村<br>雅巳 | 7<br>清水<br>兵庫 | 8<br>浜中<br>由造 | 9<br>中村<br>賢次 |   |      |
| 専決処分 | 第 57 号 専決処分の承認を求ることについて<br>檜原村国民健康保険檜原診療所使用料及び手数料に関する<br>条例の一部を改正する条例 | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 承認   |
|      | 第 58 号 専決処分の承認を求ることについて<br>令和 4 年度檜原村一般会計補正予算（第 3 次）                  | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 承認   |
| 条例   | 第 59 号 檜原村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                                       | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 60 号 檜原村特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                                     | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 61 号 檜原村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例<br>の一部を改正する条例                       | ○              | ○             | ○            | ×             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 62 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に<br>関する条例の一部を改正する条例                   | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 63 号 檜原村議會議員及び檜原村長の選挙における選挙運動の公<br>費負担に関する条例の一部を改正する条例              | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 64 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例<br>の整備に関する条例                        | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 65 号 檜原村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例                                      | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 66 号 檜原村個人情報保護法施行条例   | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 67 号 檜原村個人情報保護審査会条例   | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 68 号 檜原村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の<br>交付に係る手数料に関する条例等の一部を改正する条例        | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 69 号 檜原村高校生等の医療費の助成に関する条例   | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 70 号 檜原村簡易水道事業の設置等に関する条例  | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 71 号 檜原村下水道事業の設置等に関する条例   | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
| 補正予算 | 第 72 号 令和 4 年度檜原村一般会計補正予算（第 4 次）                                      | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 73 号 令和 4 年度檜原村国民健康保険特別会計補正予算<br>(事業勘定第 2 次、診療施設勘定第 2 次)            | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 74 号 令和 4 年度檜原村簡易水道特別会計補正予算（第 2 次）                                  | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 75 号 令和 4 年度檜原村東京都都民の森管理運営事業特別会計補正<br>予算（第 2 次）                     | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 76 号 令和 4 年度檜原村下水道事業特別会計補正予算（第 2 次）                                 | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 77 号 令和 4 年度檜原村介護保険特別会計補正予算（第 2 次）                                  | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
|      | 第 78 号 令和 4 年度檜原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 次)                               | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |
| 議員提出 | 第 5 号 檜原村議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する<br>条例                               | ○              | ○             | ○            | ○             | ○             | ○             | ○             | ○             | ○ | 可決   |

## 各委員会報告

### 総務委員会報告

総務委員会は、陳情審査及び所管事務調査を行うべき事業等がないため、開催しませんでした。

委員長 峰岸 茂

### 産業建設委員会報告

産業建設委員会は、12月6日に開催し、1件の所管事務調査を行いました。

#### ○獣害用防護柵設置事業について

檜原村には野生獣から農作物を守るために、防護柵が村内各所に設置されているが、サル、イノシシなどによる農作物被害が発生し、農業従事者の生産意欲を低下させ荒廃農地を作り出す要因が大きな問題となっています。

檜原村では、令和3年度に侵入箇所・侵入方法の検証を行うため、公募・選定した畠に試験柵を設置しました。設置に協力していただいている耕作者からの意見、要望を聞きながら設置業者による改良作業を行っていくこととしています。

担当者からは、試験柵の効果を実証し、農業従事者の生産意欲の向上に役立てたいと説明がありました。

委員長 野村 雅巳



## 一般質問

# 登壇7人 村政を問う

12月議会の一般質問は11月29日に行われました。  
内容は、要約して受付順に掲載しています。

清水満男議員

土砂災害予防  
対策について

現在の補助の利用が  
妥当と考える



**質問** ①住宅、建築物土砂災害対策改修補助金の現在までの使用実績は。

②村として、レッドゾーン地区に対して今後どのような対策を考えているのか。

**村長** ①現在までの利用実績はない。

②レッドゾーン全ての住宅について公共工事を実施することは困難。避難所となる公共施設を最優先に東京都に対策工事をお願いしている。補助金によりそれぞれに対策していくべき、ハザードマップによる周知を行い危険が迫る前に避難していただく。

**質問** レッドゾーンの中でも家の周囲が崖であったり、湧水が出ている所は特に危険度が高いと思われ、未然に対策をしなければと考える。現在の補助制度では法に基づいた対応が必要であるが、高齢化に伴い先の事を考えると断念せざるを得ないと思う。レッドゾーンの中でも特に危険な場所の家屋については、防護壁等を造成できるよう補助制度を設けることはできないか。

**総務課長** 現在の補助を利用していくことが妥当と考える。擁護壁等のみの補助については制度化できるのか他市町村の事例等調査しながら、研究をしていきたい。

清水兵庫議員

第三セクターの  
現況と課題について

燃料費・光熱費の値上がりが  
営業利益を圧迫している



**質問** 第三セクター（株）めるか檜原の令和3年度（第6期）の決算が議会に示された。これまで決算毎に質問を行い、特にミニスーパーかあべえ屋について、問題を指摘してきたが、改善の様子が見られない。そこで、以下を伺う

①（株）めるか檜原全体の現況と課題は

②ミニスーパーかあべえ屋、令和2年度決算で対処すべき課題として利益率25%をしているが、それを含めての現況と課題は

**村長** ①（株）めるか檜原の第6期の実績は売上1億4145万円で、前年度比1149万円の減額、売上総利益も520万円の減額が現況であり、各事業とも燃料費・光熱費の値上がりにより営業利益を圧迫しているのが課題である

②かあべえ屋は、冷凍食品販売促進のため冷凍ショーケースの増設や週末限定弁当の販売を行うなど経営努力を行っている。また、利益率25%の目標については、令和3年度決算で20.5%、令和4年9月では21.7%と若干改善している。利益率を上げるために全商品の値上げも考えられるが、住民インフラとしての側面から難しく、利益率が上がらない事が課題である

## 清水 兵庫議員

### 産廃焼却場施設予定地に接する公道（赤道）について

焼却施設建設予定業者が当該土地を取得する以前から一部寸断されていたと認識している

**質問** 民間業者による産廃焼却場施設予定地に接する赤道があり、これを利用し多くの人が所行する山林で作業をしていると聞く。この赤道の大部分が破損されていると思われ、公園で見ると建物建設用地（旧桧原苑敷地）に赤道が接しており今後のトラブルを考えられる事から以下を伺う

①作業道であるかは不明であるが、赤道の大部分が破損されているが、村はこれを認識しているか  
②赤道の公園上の幅員は

③村は、今後のトラブルを回避すべく破損された赤道の現状回復の確約と事業者（所有者）立会いの下、道路位置の確定をすべきと考えるが如何か

**村長** ①赤道について、廃棄物焼却施設建設予定業者が土地を取得する以前から、一部寸断されていたと認識している

所有者から村に対し、作業道と交差する部分について、公共物工事許可申請書が提出され内容審査の上許可、工事を施工しているものと認識している

②公園上の幅員は2間、約3.6メートルと認識している

③道路位置の確定については、赤道は村内に多数存在しておりこの場所だけを村主導で行うこととは難しいと考えている

## 森田 ちづよ 議員

### 太陽光発電について

実施計画の策定に向け検討を開始している



**質問** 経済産業省は、太陽光発電設備への蓄電池の併設を後押しするため、追加投資を促すとしている。今後は、発電した電気を貯めて使うことで電気代の削減が見込まれ、太陽光発電と蓄電池のセットで普及していくことが必要と考え、以下について伺う。

①小学校には太陽光発電、檜原村役場には蓄電池も設置している。電気使用量及びCO<sub>2</sub>削減の効果は如何か。

②国からは補助金がある。他の自治体でも独自の補助制度を行っている。村に於いても補助制度の創設を行う考えはあるか。

**村長** ①年間小学校は10,700kwh、5トンのCO<sub>2</sub>排出を抑制、役場庁舎は21,400kwh、9.9トンのCO<sub>2</sub>排出を抑制、電気料金の削減にも繋げている。

②「檜原村地域再生可能エネルギー導入計画」の策定に向け検討を開始している。

**質問** 農地に太陽光発電や蓄電装置を設置すると地目変更は必要か、また一部分を使用すると分筆登記が必要か。発電装置の下での農作業は如何か。

**産業環境課長** 地目変更、分筆登記も必要である。発電装置の下での農作業は、一時転用許可が必要となる。

## 松村哲朗議員

### 廃棄物焼却施設建設計画について

間伐材等木材利用を図るチップ工場との認識であった



## 松村哲朗議員

### 檜原村北部地域の観光等振興について

今後は内容をまとめ  
施設整備・利用促進計画の検討を行い  
構想の策定を行う

**質問** 産廃施設特別委員会を設置し事業者を参考人招致し調査を行う中で、様々な事柄が具体的に明らかになっている。村に関連する事柄について確認したく、次の点を伺う。  
事業者はウッドチップ事業が先にあり、後に産廃事業を計画したと説明しているが、ウッドチップ事業計画時の村の認識は。

**村長** 令和元年5月にチップ工場建設計画について、事業者による笛吹地区での説明会に村職員も同席し確認している。その時点では、間伐材等、木材の利用を図るチップ工場が設置されるとの認識であった。

**質問** 平成30年第4回定例会の一般質問の答弁「チップ工場のほかに、廃棄物による資源循環型焼却炉を整備し、地域の雇用にもつなげていきたいというふうに聞いている」について、どのように聞いていたのか。

**企画財政課長** チップ工場建設の説明会を開きたいと事業者から連絡があり、今後こういった計画があると事業者から聞いた。

**質問** 廃棄物というものをどのように聞いていて認識していたのか。

**企画財政課長** 当初聞いている範囲では、木質に限った焼却施設であると聞いている。

**質問** 村施設の連続的な活用を踏まえた北部地域の観光等振興について、現況と村の考えを確認したく、次の点を伺う。

- ①神戸・小沢地区観光整備構想策定の進捗状況は。
- ②小林家住宅と旧藤倉小の利活用の現況と周辺環境整備の考えは。

**村長** ①現在、既存施設等への状況調査、来訪者へのアンケート調査を行い、施設管理者、地元住民、及び自治会等へのヒアリングを行っている。

**教育長** ②小林家住宅は、令和3年度入館者数が2,654人、モノレール利用者数が2,062人で、春・秋には、より多くの来館者がある。旧藤倉小は、村がNPOに貸し付けており、農泊の施設、藤倉校舎としてオープンしたと聞いている。両施設を含めた周辺環境の整備は、現在のところ考えていない。

**質問** ①事業者を集めた協議会のような集まりをつくってはいかがか。  
②山道の整備についてどのように連携し行っているのか

**産業環境課長** ①提案にあるような要望も出ている。

**教育課長** ②山道、連絡道において修繕等の措置が必要な状況が確認された場合には、産業環境課と協議・連携し、対応していきたい。

浜中由造議員  
村における公共  
トイレの環境  
整備について

維持管理、予算も含め  
設置に向けて関係部署と検討



浜中由造議員

子どもの眼の健康について

家庭と学校が協働し、継続的に  
啓発活動を行っていきたい

**質問** 村内の公共トイレに対する認識と今後の整備について

**村長** 観光地等におけるトイレは観光地のイメージを決定づけてしまうほど大切な施設だと考えている。今後、新規設置予定はないが、既設公共トイレのレベルアップにも対応しながら、維持管理を中心と考えている。

**質問** ①都道沿に設置の集合看板への掲示とともに、トイレ付近に災害等の看板が設置されている電柱にもトイレ案内看板がつけられないか。

②今、前立腺がんなどの病気や、高齢によってパットを日常生活に使用する男性が増えている。使用男性が安心して外出等ができるよう、公共トイレの個室トイレ内にサニタリーボックスの設置ができないか。

**産業環境課長** ①村では東京電力と契約し、費用を支払い電柱を利用した避難所の表示をしている。そういったことが公衆トイレについても表示可能なのか費用面を確認し、今後、調査研究していきたい。

②サニタリーボックスの必要性について共有し、維持管理、予算も含め設置に向けて関係部署と検討していきたい。

**質問** 村としてICT化による児童生徒の眼の健康予防の取組状況について

**教育長** タブレット端末を活用した授業では、子供たちの眼の健康への配慮を十分に講じていかなければならないと考えている。村として、文部科学省より発出されているガイドブックやガイドラインに従い教育活動を推進し、実施している。教育委員会としては、今後、タブレット端末を活用する上で、眼の健康に配慮する面から学校、家庭での活用についての内容を学校と家庭が共有、連携した取組がなされていくよう努めていく。

**質問** 令和3年、文部科学省の児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットについて、実際に活用、周知がなされたのか。

**教育課長** 児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットについては、既に小中学校に周知している。タブレットを使う時の5つの約束というものを参考に、独自のリーフレットを作成し、周知している。今後も国や東京都からの啓発リーフレット等を参考に、家庭と学校が協働し、子供たちの健康への配慮について継続的に啓発活動を行っていきたい。

## 峰岸茂議員

### 村長の 政治理念について

任期を一生懸命全うする  
ことが住民の皆さんへの  
恩返しである



**質問** ①自治体の首長の多選について。

②次期統一地方選挙への出馬について。

**村長** ①何をもって長期政権というか、その尺度はどんなものか、特に法律等に定めがないので、私は、長期政権あるいは多選という発想は持っていない。任期中の4年間で立てた政策目標を任期内で完結させることを基本的姿勢としている。

②諸事情により、お答えすることは控えさせていただきたい。

**質問** 自治体の首長の多選について、メリット、デメリットの両方の意見があると考えるが如何か。

**村長** 一つの人間の生き方の中で、自分の生活の目標もあり、年齢のことも考えると、今回の質問に対して、本来ならば歯切れのいいマルかバツかを出せばいいのではあるが、ある意味で非常に難しい時期に差しかかっている状況を見ると、ここで答えるべきではないだろう。残された自分の任期をまず一生懸命全うすることが住民の皆さんに対する恩返しであると思っている。

## 峰岸茂議員

### 自治会への除雪機貸与について 現状では無償貸与する考えはない

**質問** 村は除雪機を希望する自治会へ無償で貸与する考えはあるか

**村長** 相当数の除雪機のストック、保管や運用面、維持管理等を考えると、ハードルが高いので現状では無償貸与は考えていない。

**質問** 保管場所や運用面、維持管理等について全く心配の要らない除雪機のレンタル運用の提案をしたい。保管場所は運用面や利便性などを考慮し、村が東・南・北部地区に1か所ずつ設けていただく。維持管理については、レンタル会社が最良の状態で貸し出すので、全く問題はないので、除雪機をレンタル運用し、希望する自治会へ無償で貸与していただきたい。

**産業環境課長** 檜原村における除雪作業については高齢化も進み、今後対策を検討しなければならない問題だと認識している。他自治体等での事例を調査し、精査した上で検討させていただきたい。

野村 雅巳 議員

## 村における高齢者世帯 に対するスズメバチ 駆除施策について

当面はこれまでの対応を継続していきたい



**質問** ①近年の村におけるスズメバチによる被害件数と被害状況について

②高齢者のスズメバチ駆除について、村はどういうに考えているか

**村長** ①被害件数と被害状況について、村としては把握していない。スズメバチ駆除用の防護服の貸与は行っており、貸与件数は、令和2年度8件、令和3年度18件と貸与件数は増加傾向にある。

②現在、地域特性を生かし、自治会長や近所の方々などの協力の上、駆除を行っている。無理な場合は、公益社団法人東京都ペストコントロール協会に登録している業者を紹介している。今後も、当面はこれまでの対応を継続していきたい。

**質問** 高齢者をスズメバチから守り、安全な生活環境の維持を図るため、スズメバチ駆除に対する助成制度の創設が必要と考えるが、村の考え方を伺う。

**福祉けんこう課長** 助成制度については、スズメバチの巣を駆除することが困難な高齢者世帯に対して、駆除に必要な費用の一部を助成することができないか、また、その妥当性等も含めて今後検討したいと思っている。

## 議会の傍聴について

議場で開催される定例会・臨時会については、議場と併設した傍聴席があり、一般席として25人の方が、報道関係者として3人が会議の様子を傍聴することができます。傍聴に関しては傍聴規則が定められており、傍聴される方は守らなければならぬこともあります。議会の様子を知っていただく良い機会であり、村の予算や条例について知っていただくためにも、より多くの方に傍聴をお願いしているところであります。

令和2年第2回（6月）定例会からは新型コロナウイルス感染症対策として、議場に併設した傍聴席は人ととの間隔を広くとるため半分としていることもあり、「議長の判断」として役場庁舎の住民ホールを借り、傍聴席として議場のカメラでの映像をモニターで見ていただくようご案内しております。

議長の判断により傍聴席として会議の様子を傍聴していただきますので、傍聴される方は傍聴規則に定められた方法により傍聴していただくこと

となります。令和4年9月定例会開催時に住民ホールの傍聴席においてモニターの議場映像を無断で動画撮影しネットで配信された事、プラカードを持った傍聴者の写真が新聞に掲載された事などがあり、村側から庁舎管理の秩序が乱され、傍聴者の安全確保も危惧される面もあると考え住民ホールを傍聴席として貸し出すことが出来ないとされましたので、12月定例会においては住民ホールでの傍聴席は設けないことといたしました。

しかし、議会としては議会の様子をじかに見ていただくことにより、会議での意見のやりとりやその場の雰囲気を感じることができ、議員の考え方や村側の対応などについても知ることができます。また、村政運営や議員活動などに対して多くの方が関心を持っていただき、住民の声が届く議会運営をしていくため、あらためて村側に要請し住民ホールを傍聴席として使用できることとなりました。

議会の傍聴にあたっては、今後もより多くの方に傍聴していただきたいと考えますので、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

## 議会だよりに「声」をお寄せください

お気軽にご意見・ご要望をお聞かせください。  
お寄せいただいた意見は全議員に配付し、今後  
の議会運営の参考にさせていただきます。  
お問い合わせは、議会だより編集委員会へ

T E L 5 9 8 - 1 1 2 8  
F A X 5 9 8 - 1 0 0 9

## 3月議会のお知らせ(予定)

|                |                     |               |          |
|----------------|---------------------|---------------|----------|
| ・議会運営委員会       | 2月22日(水)            | ・常任委員会        | 3月14日(火) |
| ・定例会初日(村長所信表明) | 3月2日(木)             |               | 3月15日(水) |
| ・予算特別委員会       | 3月9日(木)<br>3月10日(金) | ・定例会2日目(一般質問) | 3月20日(月) |
|                |                     | ・定例会最終日       | 3月24日(金) |

### ※お詫びと訂正について

令和4年11月号に折り込みました「産廃施設特別委員会報告」  
の中で、P8～P9の浜中由造委員からの質問の回答で「注水」  
と表記しておりましたが、正しくは「中水」であります。  
お詫びして訂正いたします。

## 編集後記

今年は、うさぎの年です。  
うさぎは穏やかな性質であることから  
「安全」を意味していると言われ、また「飛躍」「向上」を象徴するとも言われています。  
と そ う う ひ  
「兎走鳥飛」という言葉があり、意味は  
あつと言う間に月日が過ぎていくことを表  
しています。今年もあつと言う間に一年が  
過ぎていくと思います。今年こそ一日一日  
を大切にし「飛躍」の年にしたいものです。  
本年、村では統一地方選挙があります。  
アフリカ出身の環境活動家バネッサ・ナカ  
テさんの言葉に「世界を変えるのに小さす

ぎる行動・声もない、一人ひとりに世界を  
変える力がある」とあります。

この選挙により、大切な村の将来を村民  
一人ひとりの賢明な判断に委ねたいと思  
います。

(浜中)

委員長 清水 兵庫  
副委員長 森田ちづよ  
委員 浜中 由造  
〃 中村 賢次